

第二十九回国会 大蔵委員会議録 第三号

昭和三十三年六月二十日(金曜日)
午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 早川 崇君
理事足立 篤郎君 理事綱島 正興君
理事夏堀源三郎君 理事福田 一君
理事坊 秀男君 理事石野 久男君
理事佐藤次郎君 理事平岡忠次郎君
荒木萬壽夫君 内田 常雄君
押谷 富三君 鴨田 宗一君
小西 寅松君 小山 長規君
竹下 登君 西村 英一君
濱田 幸雄君 福永 一臣君
古川 文吉君 細田 義安君
毛利 松平君 山下 春江君
山村庄之助君 山本 勝市君
春日 一幸君 久保田鶴松君
田万 廣文君 竹谷源太郎君
廣瀬 勝邦君 松尾トシ子君
山下 榮二君 山花 秀雄君
山本 幸一君 横路 節雄君
横山 利秋君

出席國務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君
國務大臣 三木 武夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 山中 貞則君
大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵事務官 (主計局長) 石原 周夫君
大蔵事務官 (主計局長) 原 純夫君
大蔵事務官 (理財局長) 正示啓次郎君
大蔵事務官 (管財局長) 賀屋 正雄君

大蔵事務官 石田 正君
大蔵事務官 (銀行局長) 酒井 俊彦君
委員外の出席者 専門員 椎木 文也君

六月十九日
委員中馬辰猪君辞任につき、その補欠として小山長規君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員内田常雄君辞任につき、その補欠として石橋湛山君が議長の指名で委員に選任された。

六月十九日
委員石橋湛山君辞任につき、その補欠として内田常雄君が議長の指名で委員に選任された。

六月十九日
経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案(内閣提出第一号)
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案(内閣提出第一号)
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○早川委員長 これより会議を開きます。

この際佐野大蔵政務次官より発言を求められております。これを許します。大蔵政務次官佐野廣君。

○佐野政府委員 大へん高いところでありますが、今回大蔵政務次官を拝命いたしました参議院議員の佐野廣でございます。めったにお伺いすることもなにかと存じますけれども、最初に当りましてごあいさつ申し上げます。どうか今後よろしく御指導のほどお願い申し上げます。(拍手)

○早川委員長 昨十九日付託に相なりました経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案及び外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、政府より提案理由の説明を聴取することといたします。大蔵大臣佐藤榮作君。

経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案
経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫、日本輸出入銀行並びに別に法律で定めるところにより設立される中小企業信用保険公庫、日本貿易振興会及び日本労働協会の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目指す。

第二章 経済基盤強化資金
(資金の設置)
第二条 将来におけるわが国の経済基盤の強化に必要な経費に充てる財源の一部を確保するため、経済基盤強化資金(以下「資金」という。)を設置する。

(資金の所屬及び管理)
第三条 資金は、一般会計の所屬とし、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資金への繰入)
第四条 政府は、昭和三十三年年度において、一般会計から、二百二十億三千万円を限り、資金に繰り入れることができる。

(資金に充てる財源)
第五条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

(資金の運用)
第六条 資金に属する現金は、資金運用部に預託することができる。
2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。
(資金の使用)
第七条 資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投資特別会計への繰入に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

2 前項の資金の使途の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。
(資金の経理)
第八条 資金の受払は、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、大蔵省令で定める。

(資金の増減及び現在額計算書)
第九条 大蔵大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書を、翌年度の七月三十一日までに作成しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、これに前項の計算書を添附しなければならない。
第三章 公庫等の基金
(政府の出資)
第十条 政府は、昭和三十三年年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人(以下「公庫等」という。)に対し、それ

それ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。

一 農林漁業金融公庫

六十五億円

二 中小企業信用保険公庫

六十五億円

三 日本輸出入銀行

五十億円

四 日本貿易振興会

二十億円

五 日本労働協会

十五億円

(基金)

第十一條 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならぬ。

一 農林漁業金融公庫にあつては、

国の直接又は間接の補助の対象とならない農地の改良又は造成に係る事業に対して同公庫が行う貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団地等土地改良事業助成基金

二 中小企業信用保険公庫にあつては、

同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失をうめるための保険準備基金

三 日本輸出入銀行にあつては、

東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間に於いて、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金

四 日本貿易振興会にあつては、

同会の事業の運営のために必要

な経費の財源をその運用によつて得るための基金

五 日本労働協会にあつては、

同協会の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金

2 農林漁業金融公庫は、

非補助小団地等土地改良事業助成基金に係る経理については、政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3 日本輸出入銀行は、

東南アジア開発協力基金に係る経理については、一般の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(基金に属する現金の管理等)

第十二條 公庫等は、前条第一項の基金(日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力基金の勘定)に属する現金については、それぞれ次の各号に掲げる金額(公庫等が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合には、その繰替使用中の金額を控除した金額)を下らない金額を、資金運用部に預託して管理しなければならない。

一 農林漁業金融公庫にあつては、

第十條第一号の規定による出資の額に相当する金額(次条第一項の規定による組入金の額がある場合には、その金額(同条第二項の規定により使用した金額があるときは、その金額を控除した金額)を加算した金額)

二 中小企業信用保険公庫にあつては、

第十條第二号の規定による出資の額に相当する金額(第十條第一項ただし書の規定により保険準備基金を取りくずした場合には、保険準備基金からその取りくずした金額(同条第二項の規定による組入金があるときは、その金額を控除した金額)を控除した残額が六十五億円を下るときは、その残額)

三 日本輸出入銀行にあつては、

第十條第三号の規定による出資の額に相当する金額と第十四條第一項に規定する積立金の額との合計額(第三項の規定による運用をした場合には、その運用した金額を控除した金額)

四 日本貿易振興会又は日本労働協会にあつては、

第十條第四号又は第五号の規定による出資の額に相当する金額

2 主務大臣は、前項の承認をしよ

うとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 大蔵大臣は、内閣において決定

したところに従ひ、日本輸出入銀行をして、東南アジア開発協力基金(第十四條第一項に規定する積立金を含む)に属する現金を前条第一項第三号に規定する出資又は投資に運用させることができる。

4 日本輸出入銀行は、

当分の間、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八條の規定にかかわらず、第一項及び前項の規定による東南アジア開発協力基金の管理及び運用に関する事務を執行することができる。

5 前項に規定する事務の執行に要

する費用は、日本輸出入銀行の一

般の業務に係る勘定において支弁するものとし、その支弁に係る金額は、東南アジア開発協力基金の勘定の負担とする。

(基金の剰余金等の処理)

第十三條 農林漁業金融公庫は、政

令で定めるところにより、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金の前条第一項の規定による預託により生ずる利子の金額から、第十一條第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用した金額を差し引いて、なお剰余があるときは、これを当該基金に組み入れなければならない。

2 農林漁業金融公庫は、前項に規

定する預託により生ずる利子の金額が、第十一條第一項第一号に規定する貸付に係る利子の軽減のために使用する金額に不足する場合においては、政令で定めるところにより、前項の規定による組入金の額に相当する金額を限度として、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を当該利子の軽減のために使用することができる。

第十四條 日本輸出入銀行は、東南

アジア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、日本輸出入銀行法第三十八條第一項及び第三項の規定にかかわらず、これを積立金として積み立てなければならない。

2 日本輸出入銀行は、東南アジ

ア開発協力基金の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金の額か

ら当該損失の額に相当する金額を減額してこれを整理するものとする。ただし、当該損失の額のうちその整理をすることができない部分の金額は、損失の繰越として整理するものとする。

3 第一項の積立金は、前項本文の

規定により減額して整理する場合のほか、取りくずしてはならない。

(基金の取りくずしの制限等)

第十五條 公庫等の基金は、取りく

ずしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 農林漁業金融公庫が第十三條

第二項の規定により非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を使用する場合

二 中小企業信用保険公庫が、そ

の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、これをうめるためにするとき

2 中小企業信用保険公庫は、前項

第二号の規定により保険準備基金を取りくずした後において、その保険事業の損益計算上利益を生じたときは、その利益の額に相当する金額を、同号の規定により取りくずした金額に達するまで、同基金に組み入れなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 農林漁業金融公庫法(昭和二十

七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「第三十二條第五項」

を「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

を」とする。

律(昭和三十三年法律第 号)第

十條第一号の規定により同法第十一
条第一項第一号に掲げる非補助
小団地等土地改良事業助成基金に
充てるものとして出資された六十
五億円と、第三十二条第五項に改
め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する基金に係る出
資金については、この法律に定め
るもののほか、同項に規定する
法律の定めるところによらな
ければならない。

3 日本輸出入銀行法の一部を次の
ように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、経
済基盤強化のための資金及び特
別の法人の基金に関する法律
(昭和三十三年法律第 号)第
十一條第一項第三号に規定する
東南アジア開発協力基金は、日
本輸出入銀行の資本金とする。

3 前項に規定する基金について
は、この法律に定めるもののほ
か、同項に規定する法律の定め
るところによらなければならな
い。

第十八条の三中「第四条の下に
「第一項」を加える。

4 中小企業信用保険公庫法(昭和
三十三年法律第九十三号)の一部
を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(資本金)
第四条 公庫の資本金は、政府の
一般会計からの出資金二十億
円、経済基盤強化のための資金
及び特別の法人の基金に関する
法律(昭和三十三年法律第

号)第十條第二号の規定により

同法第十一條第一項第二号に掲
げる保険準備基金に充てるもの
として政府から出資された六十
五億円及び附則第八條第二項の
規定により政府から出資があつ
たものとされた金額との合計額
とする。

2 前項に規定する保険準備基金
については、この法律に定める
もののほか、同項に規定する法
律の定めるところによらなけれ
ばならない。

5 中小企業信用保険公庫法の施行
に伴う関係法律の整理等に関する
法律(昭和三十三年法律第九十四
号)の一部を次のように改正す
る。

第十八条を削る。
6 日本貿易振興会法(昭和三十三年
法律第九十五号)の一部を次の
ように改正する。

第四条を次のように改める。

(資本金)
第四条 振興会の資本金は、二十
億円とし、経済基盤強化のため
の資金及び特別の法人の基金に
関する法律(昭和三十三年法律
第 号)第十條第四号の規定
により、同法第十一條第一項
第四号に掲げる基金に充てるもの
として、政府がその全額を出資
するものとする。

2 前項に規定する基金について
は、同項に規定する法律の定め
るところによらなければならな
い。

7 日本労働協会法(昭和三十三年
法律第三十二号)の一部を次の
ように改正する。

第四条を次のように改める。

(基金)
第四条 協会の基金は、十五億円
とし、経済基盤強化のための資
金及び特別の法人の基金に関す
る法律(昭和三十三年法律第
号)第十條第五号の規定に
より、政府がその全額を出資す
るものとする。

2 前項の基金については、同項
に規定する法律の定めるところ
によらなければならぬ。

8 大蔵省設置法(昭和二十四年法
律第四十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四条第十五号の次に次の一号
を加える。
十五の二 経済基盤強化資金の
管理に関すること。

第六條第二項中「第三十一号」を
「第三十二号」に改める。
第八條第四号の次に次の一号を
加える。

四の二 経済基盤強化資金の管
理に関すること。

理由
わが国の経済基盤の強化に資する
ため、昭和三十三年度において、昭
和三十一年度の一般会計の剰余金の
一部に相当する金額をもつて、経済
基盤強化資金を設置し、並びに農林
漁業金融公庫、中小企業信用保険公
庫、日本輸出入銀行、日本貿易振興
会及び日本労働協会の基金に充てる
ための出資をすることとし、これら
の資金及び基金の適正な管理、運用
等について所要の事項を定める必要

がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

外国為替資金特別会計法の一部を
改正する法律案
外国為替資金特別会計法の一部
を改正する法律
外国為替資金特別会計法(昭和二
十六年法律第五十六号)の一部を次
のように改正する。

附則第十一項以下を一項ずつ繰り
下げ、附則第十項の次に次の一項を
加える。

11 旧清算勘定その他の諸勘定の残
高に関する請求権の処理に関する
日本国政府とインドネシア共和国
政府との間の議定書第二条の規定
に基き、日本国がインドネシア共
和国に対して有する一億七千六百
九十一万三千九百五十八アメリカ
合衆国ドル四十一セントの額の請
求権を放棄したことにより外国為
替資金に生じた損失については、
当該請求権の額を同議定書の効力
発生の日における基準外国為替相
場(外国為替及び外国貿易管理法
第七條第一項の基準外国為替相場
をいう)で換算した金額に相当す
る金額を、外国為替資金の金額か
ら減額して整理するものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

理由
旧清算勘定その他の諸勘定の残高
に関する請求権の処理に関する日本
国政府とインドネシア共和国政府と

の間の議定書第二条の規定に基き日
本国がインドネシア共和国に対して
有する請求権を放棄したことにより
外国為替資金に生じた損失の処理を
定める必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

○佐藤内閣大臣 たいだいま議題となり
ました経済基盤強化のための資金及び
特別の法人の基金に関する法律案につ
いて、提案の理由を御説明申し上げま
す。

昭和三十一年度の一般会計の決算上
の新規剰余金は、一千一億円の多額に
上り、これから国債償還等の法定財源
に充当される額を控除いたしました残
額は四百三十六億三千三百万円となつてお
ります。他面、本年度におけるわが国
経済の運営の基本的な態度として、財
政が国内経済に過度の刺激を与え
ることを避け、輸出の伸長に対してあら
ゆる努力を傾注することが要請されてい
ることは申すまでもありません。この
観点から前国会におきまして成立を見
ました本年度予算におきまして、右
の剰余金を直ちに一般の歳出財源に充
てることなく、しかも、今後における
わが国の経済基盤の強化に資すること
を目的として、この剰余金に相当する
額のうち二百二十一億三千万円をもつ
て一般会計に所屬する資金として経済
基盤強化資金を設け、将来におけるわ
が国の経済基盤の強化に必要な経費の
財源の一部を確保することといたしま
すとともに、二百十五億円で農林漁業
金融公庫外四法人に対して、それぞれ
その特別の基金に充てるため出資をす
ることを予定しているものであります。

政府は、この予算の執行をはかるため、右の資金の設置及び基金への出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用に関する所要の法的措置を講ずることとして、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

まず第一に、経済基盤強化資金について申し上げますと、先に申し上げました通り、将来におけるわが国の経済基盤強化のために必要な経費の一部に充てるために、政府は、本年度において一般会計から二百二十一億三千万円を支出し、一般会計に所屬する資金として経済基盤強化資金を設けることとしたしております。この資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧または産業投資特別会計への繰り入れに要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところに従って使用できるとしてあります。なお、この資金は、使用されるまでは資金運用部に預託することとし、預託によって生じた利子は資金に編入することとしてあります。

第二に、先に申し上げました五法人の基金について申し上げます。

政府は、本年度において、一般会計から、農林漁業金融公庫に対し六十五億円、中小企業信用保険公庫に対し同じく六十五億円、日本輸出入銀行に対し五十億円、日本貿易振興会に対し二十億円、日本労働協会に対し十五億円を、それぞれ出資することとしてあります。この出資を受けた金額は、農林漁業金融公庫におきましては、国の補助の対象とならない農地の

改良及び造成にかかる事業に対する貸付についての利子の軽減に充てる財源を得させるための非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てさせることとし、中小企業信用保険公庫におきましては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合において、その損失を埋めるための保険準備基金に充てさせることとし、日本輸出入銀行におきましては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振りかえることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てさせることとし、開発協力基金に充てさせることとし、また日本貿易振興会及び日本労働協会におきましては、それぞれその事業の運営に必要な経費をまかなう財源を得るための基金に充てさせることとしてあります。

これら五つの基金に属する現金は、日本輸出入銀行が東南アジア開発協力のための出資及び投資に運用する場合の金額と、五法人が年度内の資金繰りのために繰りかえ使用中の金額を除くほか、これを資金運用部に預託して管理しなければならぬこととし、また、これらの五つの基金は、農林漁業金融公庫がその運用益から基金に組み入れた額を限度として貸付利子の軽減のために使用する場合と、中小企業信用保険公庫が保険事業の損失補てんに充てる場合のほかは、これをとりくむことができないこととしてあります。その他各基金の適正な管理を行うために必要な規定を設けることとしてあります。

次に、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本年四月十五日発効いたしました旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書第二条の規定に基づき、日本国がインドネシア共和国に対して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セントの額の請求権を放棄いたしましたのでありますが、この請求権を放棄したことによりまして、外国為替資金において、この請求権の額をその発効の日における基準外国為替相場で換算した金額の損失が生じましたので、この損失金額を外国為替資金の金額から減額して整理しようとするものであります。

以上が、この二法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○早川委員長 それでは、引き続き質疑を行ふことといたします。まず横山利秋君。

○横山委員 たな上げ資金の法案の質問をいたします前に、佐藤大蔵大臣に對しまして一般的な御意見をいささか承わりたいと思ふことがございます。

その第一は、本大蔵委員会の運営についてであります。今日まで、本大蔵委員会におきましては、国家の重要な財政金融を担当して審議をいたしておるのでありますが、大臣の出席がなかなかできません。この間も理事会で問題になりました。特に今国会におきましてはたな上げ資金というものがきわめて重要な法案であるだけに、私どもとしては、大臣の出席がなければこれは審議ができない、こゝろいろいろ考えを持っておるわけでありまして、少くとも万障繰り合せて本委員会に出席をされて、懇切な御説明を承わりたいと思ふが、いかがでありますか。

第二番目には、前の池田さん、それから一萬田さんを通じて、本委員会におきましては、いろいろなしきたりといいますが、あるいは申し合せ、あるいは決議をされたものが幾多ございます。これらの決議とかあるいは申し合せとかあるいは慣習といふものを大臣は尊重されるお気持ちがあるかどうか、また一萬田大蔵大臣からこれらの点についてお引き継ぎを受けられただろうか、それを伺っておかなければならないのです。

それを大臣から伺っておきませんと、あとになって非常な支障が起ります、大臣に對する責任の問題も起るうかと思ひますので、まずもつてこの二点をお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 お答えいたします。大蔵大臣といたしましては、万難を排してと申したいのでございますが、各委員会等に引っぱり出される場合も非常に多いのでございまして、特に予算委員会と競合いたしました際など、出席をいすれにしたいか、非常に大臣として困る場合もあろうかと思ひます。しかし、ただいまお話しになりました御趣旨はよく私もわかつております。できるだけの努力をするつもりでございます。他の委員会と競合いたしました際には、事前に十分連絡をとる考え方でございまして、この点御了承いただきたいと思います。

○横山委員 二番目の大事なことを誤解なさっておられるようであります。私が申しました重点是、今日まで大蔵委員会におきまして決議をされたものは、申し合せをされたもの、これは政策的な問題が二、三ございまして、これらの点を御尊重下さるかどうかが、こゝろいふことであります。

○佐藤國務大臣 もちろん十分尊重して参る考えでございます。

○横山委員 それを承つておきますれば、私のあとの質問も多少テニオハが

省けるかと思ひますから、御記憶を願ひたい。

第一にお伺いをいたしたいのは、何といつても経済基盤強化の法律案の根拠をなす今日の経済の見方でありま

す。私は、新しい内閣がここに発足をいたしまして、各大臣がそれぞれの御意見または政策を御発表なさるの

は、最も重要な経済の見方について、違いがあつてはならぬと思ひるのであります。そこで、一昨日の本会議にお

けるあなたの答弁を拝聴し、私が受け取つたことは、間違ひかもしれませ

んが、言ふならば、今日の経済について人為的な措置はとらないとあなたは

おっしゃいました。ところが、そのあとでさらに言葉を續けて、今おもしろ

一つ取つて、これからさらにおもしろ一つ取つていきたいと述べられたよう

といふか、特段大がかりといふか、非常な影響を与えるような方法は避けたい、できるだけ自然的な情勢の推移に

力をかすと申しますか、そういう常識的な行き方が望ましい、こゝういふ意味で申し上げたのであります。

○横山委員 その自然的な姿に返すについては、あなたも何かの措置をとつていかなければならぬ。これはおっ

しやつたと思ひます。そこで、おもしろ一つ取つていくとおっしゃるの

であります。一体そのおもしろいのは、今とつたのは公定歩合の引き下

げの問題であらうと思ひます。これから取るおもしろいものは一体何を

おもしろいと思ひますか。私の考えるところによりますれば、昨年の金融引き締

めによつて行われたおもしろいものは、人によつて見方が違ふかもしれ

いか。そこで、ただいま申すように、正常化の方向へ――金融政策にいたし

まして、財政政策にいたしまして、いわゆる正常化の方向に切りかえ

ることが望ましいではないか。まずそのうちの二つに、ただいま御指摘にな

りました公定歩合の引き下げの問題がございまして。今後におきまして、在

来特に意を用いて参りました民間資金なりあるいは政府資金の分野の問

題であるとか、あるいは同じ事業をいたしますにしても、いわゆる基幹産業

とその他の一般産業との振り合ひであるとか、いろいろ今まで予定して参

りまして、経済の堅実化、あるいは健全化、こゝういふ方向に指導して参つた

と思ひますが、もともと経済のことではあります。政府がこれに積極的な

でも、ぜひ一つポイントをはずさないようにお願いをいたしたいと思ひので

あります。具体的な質問に對しましては、具体的にお答えを願ひませんか、時

間の節約になりませんか。私が御質問したのは、おもしろ一つ一つと

おっしゃるのだけれども、そのおもしろいことを考えていらつしやるか、こゝう

いことではあります。これに對して、あなたは、原則として、経済を人為的に

政策として締めないで、自然のままに放置をする方向に行き、こゝういふ

ならば、今日まで金融引き締めによつて政府が打つてきたその人為的な措置

といふものは、あなたはこれからはすすとおっしゃるのだが、その残つてお

る人為的な措置といふものは何であるか。自然にまかすとおっしゃるのだ

がさらに、この前の国会でそれこそたな上げられ、墓場の中に入つていた

な上げ資金をまたぞろもう一ぺん出して、こゝであなたが確信を持つて審議

を願ひたいといふられるのかわからないのであります。少くとも、去年と

違つて、このたな上げ資金の法案が閣議で可決したのは去年の九月であり

ます。去年の九月と今日の経済情勢といふものは驚くべき変化を來たして

おもしろいのは驚くべき変化を來たしておもしろいのは驚くべき変化を來たして

おもしろいのは驚くべき変化を來たしておもしろいのは驚くべき変化を來たして

おもしろいのは驚くべき変化を來たしておもしろいのは驚くべき変化を來たして

おもしろいのは驚くべき変化を來たしておもしろいのは驚くべき変化を來たして

勢、これを一応念頭に置きまして昨年の予算を作り、さらにその際に経済基盤強化の資金の設定なりあるいは基金等を決定して参つておるのであります。今日の経済情勢がそれでは当時予想したことと非常な狂いがあるのか、かように考えてみますと、幸いにして私どもが当時考えた通りに進みつつある、こういう感じを持つておるのであります。ただいまのそのおもし一つ一つという言葉があるいは不適當であつたかも知れません。そういう点は、また今後の私どもの政策の遂行に當りまして、いわゆるおもしろいばかりでなく、ときにはささへなるような仕事もして参りたいと思ひます。こういう点は、今後の経済情勢、これに対応してそのときどきに決定して参りたい、かように考えておりますので、どうか御了承いただきたいと思ひます。

○横山委員 今までのあなたの御答弁の中で二つの点について認識不足がある。これは意見の対立になるかもしれない。しかし、その中の一つは、去年たな上げ資金を構想に置いたときに考えた経済の見通しと今は狂つていないとおっしゃるのでありますが、これは大きな誤りでありまして、私は思ひます。少くとも去年の八月から九月にかけて構想された考えでは、年間四億ドルの国際収支の赤字の展望があつたはずであります。それが年末になると二億五千万ドルになり、二億ドルになり、そして昨年度の国際収支というものはわずか半年のうちに非常に変つたのであります。本委員会におきましても、一萬田前大蔵大臣は、国際収支の赤字見通しについて数字を出しておるのです。それをあなたが違つていな

いとおっしゃるのは、いささか軽率な話であります。ですから、少くとも去年と今年は経済情勢が非常に違つておる。これは佐藤さんのお考えを変えていただかなければなりません。その變つた上に同じ法案が出ておることに私は問題があると言つておるのであります。もう一つは、先ほどあなたがしゃつたのだが、経済の不況が底をついた、こうおっしゃいました。少しその点について佐藤さんの見解をお伺いしたいと思ひます。底をついたというところは、少くともいわゆるなべ底型の景気がしばらく続いて、そして景気が上昇する、こういう判断に立つておるかと思ひます。どういたしまして、それは間違ひがないか。そしてまた、どういふ観測で、どういふ材料をもつて、なべ底型がいつごろ上を向くのか、どうお考えなのか、それを承りたいのであります。

○佐藤内務大臣 ただいまあるいは意見の対立かというお話もございまして、特に申し上げる要はないかと思ひますが、国際収支が赤字であることが日本経済に悪影響のあることは申すまでもないことではあります。まず重点を置いてこの赤字克服に努力をされた結果、昨年の九月以降は月三千万ドルないし四千万ドル程度の黒字に變つております。大体上期におきましては、この状況で参りますなら一億五千万ドルをこす黒字、こういうふうに国際収支の状況は非常な改善を見るのではないかと思ひます。ただいまお尋ねがございましたので、少し私の意見も申し上げてみたいと思ひます。この国際収支の悪化から、また日本経済のあり方が国際経済の制約

を受けておるといふ立場から、何と申しましてまず第一に赤字を克服するといふことで努力を注いで参つたと思ひます。それがたいし申すように黒字に變つた、改善された。さらにまた非常な物価の下落がございまして、大體物価も横ばいの状況に變つてきた。大きな變動を見ないようになつた。あるいはまた在庫調整の面におきまして、ある程度の見通しが立つたと思ひます。か、滞貨等も、数量がふえる方向から、あるいは少しは減少の方向にいくのではないかと、こういうような感じすら持てるような状況になつてきた。これらのこと、あるいは経済變動で社会的な摩擦、失業者であるとか事業の減産であるとか操短であるとか、いろいろ摩擦も生じて参りましたが、これらの非常な變動も、初期において見られたような状態から變つて参りました。またただいまの状況ならば一応なべ底の状態に入つたのではないかと、こういう見方を示しておるのであります。ただ日本の状態がそういう状況であるばかりでなく、最近の経済變動は、外国特にアメリカを初め諸外国においても同じような非常に苦しい状態に置かれていた。日本の経済が特に影響を大きく受けるアメリカ経済におきまして、非常に経済の不振を來たし、いわゆる縮小の方向にいつておられたと思ひますが、これに對してもそれぞれ措置はとられてきたものの、上向いておる。これを申すのはまだ早い状況であります。さらにまた、わが国経済のあり方、輸出振興といふことに特に重点を置きました場合に、いわゆる後進国等の第一次製品の価格下落というやうな関係もありまし

て、輸出自身もそう容易に進むというか、増進されることも考えておらない。もちろんそこらに非常に困難なものがあると思ひます。今日の日本の経済のあり方としてまず何としても考えなければならぬことは、国際経済の制約を受けておるといふ、これだけは見のがせないことなわけです。同時にまた、日本国内の生産なりあるいは需給の状況というものは絶えず注意していかなければならぬ。この場合に、日本経済が特に他の国に比べて特異性があると思ひます。非常に狭いところで多数の人口を持つて、あるいはまた、あの戦争の後でございまして、技術的に見ましても非常におくれているといふ、いわゆる産業の近代化なりあるいは他の外国と競争しても劣らないといふやうな状況でなくして、非常に困窮している。そういう意味で、国内の需要は、一般の不況の結果、もちろん停滞ではございすけれども、日本経済の特異性である非常な多数の人口を擁しておるとか、あるいは産業構造自身がお他の国に比べておくとくれているとか、こういうやうな意味で、すいぶん日本経済自身に、これから立ち上ろうとする、あるいはもっと大きくなろうとする傾向のあることだけは、これは一つの日本経済の特異性であらうと思ひます。この意味におきまして日本経済を見ますと、ただいま申し上げるやうないろいろの悪材料はございすけれども、これは、力のかし方によりましては、日本経済は今後大きくならうとする力を持つて、それをただ力だけかすことによりましてでつち上げる、こういうことではあります。企業、弱さといひますか、基礎が弱いところへ

日本経済を作るといふことにならうので、これは私ども必ずしも賛成しない。幸いにいたしまして、現状自身が、昨年来とられまされた措置によつて経済の状況が見直されるやうになつてきた。そして、ある程度の安定状況といひますか、小康を得た状況になつてきておるから、今度はこれに日本経済の持つ特異性を生かしく、こういう方法をどうして参りますならば、現状の線を一つ切り抜けてこれを上昇させることももちろんできるのじゃないか。私の現状に對する見方といひましては、別に樂觀論を申し上げておるわけでもない。しかし、同時に悲觀論を申し上げておるわけでもございませ。今日まで長期経済計画を立てて参つておられますが、その線に沿つて物事を考えていくならば、常識的な発展も期待できるのではないかと、これが私の考え方ではあります。

○横山委員 さつぱりわかりません。(笑)まあ俗に樂觀も悲觀もないが、往々にして使つて言葉であります。一体これからの、少くとも長期の経済展望はともあれ、これから日本の経済がどういふふうになるのか、どういふ見通しに立つてこの法案は提案されておるかという私の質問に對して、佐藤さんのお答えは全く抽象的なものであります。私はその意味ではあなたの言葉をとらえて質問しておつて下さればいいのです。よなべ底型の経済だといふ。そしてそれが順次上を向いていく、こういうふうにおつちやつておるやうに新聞でも拝見をしたのだが、さうだとしたら、そのなべ底はいつごろまで続いて、いつ

応じてそういうことを考える場合もこれは当然にある。それがまた経済政策であるという点で、そういうことも考える必要があったらやるということであって、現在のところはそういうこと

国との東南アジア市場の競争というものがあつた。西ドイツとの問題がある。イギリスとの問題がある。しかし、政治的に中心となつたのは、中国が東南アジアに国策として一つの進出をしようとしてゐることを政府は考へてゐる。あなた方は考へてゐる。そこで、中国との激しい競争を展開するた

めに、国際收支均衡中心主義から、言へば輸出中心主義、それによつて国際收支の事実上の黒字が落ちてゐるやむを得ない、焦げつきが多少でも出て立つといふのであるならば、これは根本が間違つてゐるのではない。さういふことよりも、東南アジアに進出をするといふ問題が根本か。中国との問題に政治的な大きな条件があるとするならば、なすべき一番最初のこと

は、中国との貿易の再開ではないか、国交の回復ではないか。そのことを解決せずして、延べ払い方式をどんどんやつた結果が、日本の国際收支の新たな危機をもたらしといふことを考へないのか、こゝろは点はいかかであ

ましようか。
○佐藤内閣大臣 たいだいま御説明申し上げました通り、中国との問題ではちろんございませぬ。またたいだいま御指摘になりましたような危険を生ずるような点については、十分の留意が払

われてゐるということをつけ加えて申し上げておきます。
○横山委員 少し途中ではあります

が、もう一つだけ三木さんにお伺いをして、一応午前中の質問は終りたいと思ひます。三木さんにお伺ひしたいのは、同じ東南アジアの問題で、伝ひるところによりますれば、高橋さんがあ

なたと今相談中であるといふことは、一億の円クレジットを考へてゐる。この延べ払いといふ、あるいは円クレジットの提供といふ、東南アジアにおける市場がきつめて激しい競争裏に立つてゐるといふことはわかるのであります。さういふ考へ方は事実である

りませうか。またさらに、これは佐藤さんからお答を願ひたいのが適當かと思ひますが、新たな外債をアメリカに引き受けてもらふといふ話が甚だしく引かれてゐるものであります。これは今すぐのことではないにしても、明年度の予算に関連することといふた

にしても、この今日の日本経済に与える影響また政治的な影響といふものはきつめて強い。この二点をそれぞれお答を願ひたい。
○三木内閣大臣 高橋さんからさうい

う話を聞いたことにはありません。政府の方としてさういふことを相談したことはない、個人的にも通産大臣といふ個人の資格で私はさういふことを聞いたこともない。
○佐藤内閣大臣 外債については、新

聞あるいは雑誌その他でいろいろの意見を伺ひますけれども、たいだいま政府部内におきまして具体的に考へてゐるものはございませぬ。
○横山委員 たいだいまさういふ交渉も

なければ相談もない。しかし将来さういふことが考へられるのか。日本経済のあなた方のお考への過程において、さういふ東南アジアや円クレジットの問題あるいはアメリカに外債を引き受けてもらふといふことが考へられるのかどうか、それを伺つておきます。
○三木内閣大臣 東南アジアの開発基

金構想の中には、やはり後進国の経済開発といふものは、世界が協力して、後進地域の経済開発を進めていくといふことは、世界的な課題だと思ひわけ

です。さういふ点で、日本は非常に地理的にも東南アジアに接近してゐるし、政治的に独立をしなければならぬ、経済的にはまだ独立してない東南アジアの経済の水準を向上するために、でき

る限り、自分の力ももちろんのこと、それ以外に、やはり外国の資本も動員して、できれば好ましいことだと思つております。それは、ひものつかない——軍事的な目的を持ったような資金が東南アジアの経済開発に使われることに對しては、東南アジア自身が好むものでもないし、また日本もさういふあつせんをするとはできない。た

だし、純粹に後進国の経済水準を高めようといふようなことで外資が入るならば、それは何も否定するものではない。しかし、具体的に今さういふふたなアメリカとの話し合いが行われ

るという事実はありません。ただ、全体としての考へ方として、今言つたやうな何らかのひものつかないような資金が入つて、東南アジアが経済開発されることは、私は、けつこうなことです。こゝろは思つてゐるものであります。
○佐藤内閣大臣 僕の方には今の三木

君の考へでいいかと思ひますが、いわゆる電力その他の借款も進んでゐることは御承知の通りだと思ひます。お尋ねになりましたのは、いわゆる外債を募集するやうなことがあるのかというお話だと思ひますが、先ほど来申しませんに、具体的な話を持つておりません。そこで将来は一体どうなるのか

というお尋ねでございしますが、どうも先のことはあまりこの機会に申し上げるだけの材料を持つておりませんで、これは一つ御了承いただきます。
○横山委員 私の質問はまだ途中であ

りますが、先ほど理事から承つた話では、大蔵大臣もお見えになるから、一応登壇には中斷してまいりたい、さういふ話に承つたのでした。そのやうに理解して、私は中間結論といふやうな意味で質問をこゝで打ち切るわけですが、さういふふうに了解してよろしうございませぬ。
○早川委員 内田常雄君。

○内田委員 昭和三十三年の予算は、御承知のように、去る三月成立しておりますけれども、しかしこの予算には四百三十六億三千万円という穴があいてゐるわけでありませぬ。この穴を埋めるための法律案がたいだいまこの委員会に付託されておりますところのいわゆる経済基礎強化資金法でありますから、私も、この法律案の意図するところを究明するとともに、すみやかにこの法律案を成立させますことが、

今日なべ底型の不況に悩む国民のためであると思ひますので、まず私は、この法律案を中心として、大蔵大臣並びに政府委員にその要点を御質問いたしたいと思ひます。
この法律案は、たいだいま大蔵大臣の説明にもありましたように、資金の設置と、それから特別法人の特別基金のための出資を規定してゐる二つの内容を持つてゐるものであります。なかなか問題になるのはこの資金の設置であります。この資金の設置は、金額といたしましては二百二十一億三千万円でありませぬ、これは、本年度の予算のうちからこの金を保留して、将来必要に応じてこれを予算化して使ひ、こ

ういふことになつてゐるようでありませぬ。従つて、政府は、この法律案が成立しても、この二百二十一億三千万円の金は、大蔵大臣の権限あるいは内閣の権限をもつて自由に使われるのではなく、すみやかに、あるいはいづれの時期にか、予算補正の形をとつて、さうしてこの穴を埋める、かやうなことに理解されたいと思ひますが、いかがですか。
○佐藤内閣大臣 その通りでござい

ます。
○内田委員 この法律案の設置をめぐつて世上いろいろ議論があるわけでありませぬ。
【発言する者多し】
○早川委員 静粛に願ひます。

○内田委員 要するに、これを予算化して使ひくらひならば、この法律案はやめてしまつて、この二百二十一億三千万円を今直ちに予算化して、補正予算を組んだらどうかという意見が世上にあるやうであります。さういふことをなさらないで、この特別国会において一度この法律案を通して、後、後に予算化しようとする考へはどうか出てくるのであります。か。
○佐藤内閣大臣 現在の経済情勢に對

○内田委員 しかば、私は国民を代表してお尋ねするわけでありますが、この法律案が成立いたしましたときに、いつこの法律によってこれを解いて予算に計上するわけでありませうか。それは資金でありますから、理屈の上からいけば、資金については年度を越していくのでありますから、必ずしも本年度に予算化する必要もないでありまして、予けけれども、しかし、現在の状況は、先ほど来の社会党委員の横山君からもる述べられましたように、まだなべ底型の不況を脱しておらない。大蔵大臣は、おもしろく一つ一つ取る、こういうことも確かに言うておられるのでありますから、これは将来——来年か再来年予算化するということではとても間に合わないものであります。いつ、いかなるときに、この法律を制定した上で予算化されるか、ただいまの見通しを承わりたい。

○佐藤國務大臣 ただいまのところは、先ほど来申しますように、直ちにこれを予算化する。補正予算を組むという考え方はありませんが、もちろん、財政資金は、情勢いかんによりましては、これが経済をリードする一つの柱である、こういう考え方も私も念頭に置いて、これが法案の成立を期し、同時にその後の情勢に対処するといふこと、これももちろん念頭にあることを申し加えますが、しかば、ただいまいつこれをくすすかというお尋ねがございまして、ただいまのところそこまで申し上げるような具体的なものは、これだけでございまして、どうぞ御了承いただきたいと思ひます。

○内田委員 昨年予算を編成します時期と今日とは、国際収支を初めといひまして、経済の情勢が變つて参つてきていることも事実でありますし、また国民が長い間の不況にくたびれて、このことも事実でありますので、ただ法律案を一本取つておけばそれでいいのだというのでは、これは私も手党委員といひましたも満足できないのでありますから、この法律案は政府の機動的な手段のためにぜひ成立させたいと思ひますと同時に、成立いたしましたならば、できるだけ機動的な見地から、お預けをいつまでもしないで、適当な時期に適宜すみやかにほいていくことを希望するものであります。それについて、しからばいかなる使途にこの二百二十一億三千万円の資金を使うかといふことがこの法律案に書いてある。たとえば、道路の整備でありま

すとか、港湾の整備とか、災害の復旧とかいふようなことが書いてあります。これはここに書いてある使途に限定をされますか、それとも、あるいは事情によつては、政府がいつまでも積んでおくくらいならば、思い切つてこれを減税財源に充てるということも考えられるわけでありませうが、しかしその点については明瞭な規定がない。明瞭な規定はないが、今この法律案の第七條に書いてある使途は例示的使途で、その以外の使途にも使えるし、あるいは場合によつては減税にも振り向けることができるでしょうか。これをお尋ねいたします。

○佐藤國務大臣 五つの使途が書いてございまして、これ以外には使えない。この法律が出来ますれば、これに限るのであります。

○内田委員 しかば、ついにお尋ねをいたしますが、大へんこまかいこととで恐縮であります。この第七條の使途を規定した條章に第二項といふのがありまして、この「資金の使途の範圍に關し必要な事項は、政令で定める」と書いてあります。というところは、同じ災害復旧であつても、科学技術の振興であつても、これを予算に組まれるときは予算の審議権というものは国会にあるのであります。が、そういふ広い自由裁量、自由審議の權限を国会に与えないで、同じ災害復旧であれ、あるいは道路の整備であれ、国会の審議の対象となる事項を政令で縛つてしまつて、国会の自由審議を許さないといふ趣旨でございませうか、お尋ねいたします。

○佐藤國務大臣 政府委員から説明させていただきます。

○石原政府委員 技術的な点でございまして、私からお答えいたします。ただいま御質問のございました第七條の第二項でございまして、これは、ただいま内田委員のお話もございましたように、たとえば道路の整備といふことがありまして、これで大体の觀念はもちろんわかるわけでありまして、道路整備費として觀念せられます範圍を出て政令で規定したりすることはございせん。ただ、しかしながら、都市計画道路を入れるとか、どの程度のものは除くといふようなことをきめます。その觀念を明らかにいたしますために政令をもつてきめるのでありますから、觀念は第一項において明らかにしておきます範圍内のことを技術的にきめたいといふことでございします。

○内田委員 予算の審議權は国会にあるのでありますから、この法律によりまして予算でこの金の使方をきめるといふことになっております以上は、今の政令はあまり嚴重にきめない方がよろしいと思ひます。国会の審議權を十分尊重して、審議權を拘束しない範圍で政令をきめたらよろしいし、あるいは政令できめると書いてあつても、きめなくてもよろしいのでありますから、なるべくその範圍をゆるやかにしておくことを私は希望いたしますのであります。

なおまた、この使途につきまして、この資金は産業投資特別會計への繰り入れにも使えと書いてあります。いわゆる財政投融資の財源にも使えと書いてあります。これについて考えられますことは、最近、政府の會計の中に、それが一般會計であつた特別會計であつて、資金を設ける場合が多過ぎるやうであります。これは、財政法の規定を見ましても、国の一切の収入は歳入とし、一切の支出は歳出として、年度を区切つて組むのが原則でありますから、あまりやたらに資金を作らぬ方がよいのであります。しかし、これも今度のやうに財政が経済をいたすために膨脹させないといふ必要がある場合はやむを得ないであります。ところが、この産業投資特別會計の中にも資金といふものがあるはずであります。いつでしたか、昭和三十一年度でありましたが、予算に余裕がありました。産業投資特別會計に資金を設けたことがあつたわけでありませうが、もしそれを前提として今度のこの経済基盤強化資金から産業投資特別會計の中の資金に

また移すといふことになりましたと、資金から資金への繰渡りになりました。国会では何のことかわからなくなりましたので、この点もさうなことになるまいやうに、これは御注意申し上げておくわけでありませう。元來、この法律案が、世上、ことに社会党の諸君から問題になりましたのは、一般會計においていろいろ資金を設けるといふことが、財政法四十四條の趣旨に果して合ふかどうかといふところから来ておるのであります。社会党の諸君は、その当時この法律問題を取り上げると同時に、昭和三十三年度の予算は、政府の当初予算編成方針からだんだん變つてきて、ついにはインフレ予算になつてしまつたと、こういうことを論じておりながら、今度の場合には、伝えられるところによると、この法律案は廃案にしてしまつて、すぐにこれを補正予算に組んでしまふ、つまり予算をふくらませるという議論のようにも聞え、ここにいろいろ社会党としても私は考え方が變つてきたと思ふ。にもかくにもさういふ点に混迷がありませうので、この資金の問題については、私はよほど政府も考えていただきたいと思ふ。

ところで、伺いたいことは、この法律は今年度限りの立法でありませうか。それとも、これを作つた以上は、この法律によつて来年度以降もこの資金に新しい金を繰り入れていくといふやうな、いわば恒久的な法律の形にもなるのであります。さうなつては困るやうな氣持もいたしますが、いかにお考えでございませうか。

○佐藤國務大臣 もちろんこの制度は恒久的な制度とは考えておりません。

私はいろいろの問題を取り上げたいのでありますが、先を急ぐために資金の問題は一応このくらいにとどめまして、次には基金の問題を伺いたいのであります。基金というのは、ここで二百十五億円の金を用意いたしました、農林漁業金融公庫外四つの特別法人、そのうちの三つは新しくわざわざ特別法人を作りまして、それに対する出資の形で出されておるものであります。なぜ、この基金のものとまでこの法律に一緒にされて、今ごろこの特別国

会にこういふ法律案を出しになるのか。それは、特別法人がすでに存在し、またこの前の国会でわざわざその特別法人を作るための法律案が出されておったのでありますから、その中に政府の一般会計からそれぞれ六十五億なり、あるいは五十億なり、二十億なり、十五億円の出資を規定し、運用を規定すれば、今日これだけのめんどろ

を起さないで済んだはずでございますが、どうして資金と基金を一緒にして、問題を起すようなこういう法律の形をおとりになったか。今度の国会は初めてでありますから、私はあらためてお伺いをいたします。

○佐藤国務大臣　政府委員から説明いたします。

○石原政府委員　ただいまの内田委員のお尋ねの点でございますが、法律の立て方といたしましては、今仰せのありましたように、貿易振興会、あるいは労働協会、あるいは信用保険公庫、このおのの法律はすでに国会を通り過ぎたわけでありまして、これの中に必要な事項を規定した方法もござい

○石原政務委員 これらの基金のおのおのにつきましては、おるおの目的がございいます。従いまして、その目的に従いました出資をいたすわけでございますが、しかしながら、最初に今内田委員もお述べになりましたような全体の財政政策の見地からいたしまして、この際この金自身が直ちに有効需要とならないということも、一つの重要な問題であります。その両者をかね合せ

まして、この金が、元金といたしましては、今申しましたように資金運用部に預託をいたすといふことをいたしたくないでございます。ただ、申すまでもないことでありますが、これに伴います運用利子につきましては、これらのための機関の所要の経費に充てる方法がございまして、その点の規定が法律にあるわけでございます。

○内田委員 その点も私は一応そうだろうと想像いたしておりました。ところで、お伺いしたい点は、今度の一連の措置というものは、基金であれ、資金であれ、ただいままでのようにに財政が、経済を著しく刺激しては困る場合の特別非常措置としてやったことであります。でありますから、新大蔵大臣が

だんだんおもしろいはずでいかれたその途中におきましては、もうこういう措置は必要なくなる。横山委員が言われたおもしろいはず過程の段階でありますので、もしそのような事態が出現いたしました場合には、私は、この資金は資金運用部のみにこれを封鎖しておくことをしないで、そのような事態

いができておるといふように御了承願
いたいと思います。

○内田委員 私の上げたことが十分
理解せられておらないようでありま
す。今の場合としてはこれでよろしい
が、将来財政金融の情勢が変つてき
た場合には、何もこの基金を取りくず
して使わしてしまおうというわけでは
ない。それは、たとえば日本輸出入銀
行でありましょと、労働協会でありま

しよと、中小企業信用保険公庫でありましょと、その基金を自由に、確實、公正に運用させる。これはちょうど保険会社でもそうであります、財産の予定利回りが。予定利回りがあるからこそ保険料が安くなる。だから、中小企業信用公庫等も、資金運用部だけに固定しておいたのでは予定利回りが得られません。従つて、中小企

業者の保険料は高いままに据え置かれるということになるのでありますから、情勢緩和の場合には、自由に、有利、確実、公正、安全に運営させるといふことをやってよろしいと私は思っています。しかし、この問題は一応こゝで、時間もありませんから、私は問題を提起するにとどめます。

最後に、今の場合においては、政府は一般会計からこれらの金を資金に移し、資金から特別法人に出資をし、その特別法人はまた資金運用部にその金を戻すだけであります。ずっと金が一回りしてまた政府のふところに入ってしまうのであります。従つて、悪い言葉でいえば見せ金ぐるぐる回ると回るだ

けであります。見せ金である限りにおきましては、資金運用部にはそれだけの金があるはずであります。資金運用部は、昭和三十三年度の財政投融資の財源として、幾らでありましたか、私はこまかいことは忘れましたが、四千何百億かを予定しておるはずであります。その他にも金があるはずであります。そこには持つてきて、この法律の成立によりまして、一般会計からこの資金に繰り入れて資金運用部に入る、資金運用部からまた日銀に行つて寝るものが相当出てきて、資金運用部に相当の余裕金が出てくる。そうすると二つの問題が出てきます。

一つは、資金運用部にそんなにたくさん金を寝かせておいて、果して資金運用部の会計はやつていけるものであろうかという問題がある。もちろん、政府の方は、それは短期証券の方に運用すると言いましよ、短期証券もそんなに無限にあるものではない、これはみな金利が安いのでありますから、資金運用部の収支採算がとれなくなる問題があることが一つでありまして、この点は将来考えなければならぬ問題である。この金はよく考えなければ、大蔵省自身が困られる問題が出る。同時に、資金運用部に寝ている金は、年度の区分はどうであれ、要するに国民のふところから吸収してきたものでありますから、いつまでもこれを積んでおくべきものではないと思ひます。ただ単にこれは経済基盤強化資金の運営に関する問題だけでなしに、資金運用部の余裕金、ひいてはまた国庫に上つた金はいつまでも政府がしまひ込んでおいて国民の恨みを買ふという

ようなことをなさらない方が、私どもとしても国民の代表として非常に理解がしやすいのでありますから、この辺につきましても、新大蔵大臣は万全の考慮を今後払われんことを望みまして、こまかい点を留保いたしまして、私はきよりの質問をこれで終つておきます。

午後零時三十分まで休憩

午後一時三十分まで休憩

○早川委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時四十分開議

○早川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 午前中に引き続き質問を続けたと思ひます。

午前のあなたの御答弁の中で、どうも釈然としなない点がいろいろあつたのであります。一つは、いろいろ考へてみますと、一つに腑一せられるような気がするわけでありまして、それは、総選挙に當つて与党として掲げた適当な景氣調整策を行うという言葉が与党の公約の中にあります。与党の各候補者、総裁以下すべての人々が、それぞれ選挙区においてこの不況を打開する方法について議論をせられ、演説をせられた。その公約の中には、今政府がとつておられますような、またあなたのおっしゃるような、人為的措置はなしなという言葉に通ずるようなことは一つもなく、少くともウエートの相違はあつても積極的な立場というものが多かつたのです。今本委員会にかかつ

ておりますたな上げ資金というものは、これは、不況対策というよりも、明らかに昨年の立場をそのまま踏襲したものでありますから、不況対策といえない。政策が選挙で公約をした不況対策というものは何があるのか、この国会でわれわれは何を政府の不況対策として議論すべきなのか、この点を一つ大臣から明確にされたいかがかと思ふ。

○佐藤国務大臣 午前からはしばしば話し申し上げましたように、特にこの機会に不況対策といつて打ち出してとるような状態でないという私どもの見解でございます。選挙中におけるお話しが出ておりますが、もちろん経済情勢に應じた弾力のある措置をとるということも、選挙を通じてはお話しをいたして参つたのでありまして、この点は誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○横山委員 おそらく国民は一ぱい食つたという感じがしてゐると思ふ。少くとも総選挙に臨んで与党としていろいろと自己宣伝をし、いろいろと話をされたことが、この当面の新内閣直後の臨時国会で今何もやる必要はないと言ふことは、すべての国民が予期しなかつたことであらうと思ふ。しかし、これはあなたの言葉でありますから、それはそれとしておきまして、この間公定歩合の引き下げが行われまして、金融正常化の道であるという政府のものの考え方のようでありまして、公定歩合の引き下げの次に、一体何がされるのか。巷間伝えられるところによりますと、最初一厘という話もなくはなかつたのでありますが、今では一厘

がよかつたといつてゐる人は一人もないどころではなくて、第二回の公定歩合の引き下げが考えられるべきだといふ意見が台頭してゐるわけでありまして、この公定歩合の引き下げが同時にまた市中金利の引き下げというふうになりなつてゐるのであります。これは最高限度の引き下げでありますから、實際問題として、おととい北山委員が本会議であなたに質問いたしましたように、ほんとに中小企業なり一般の人たちに公定歩合の引き下げによるプラスの面が響くのかどうかは、きわめて疑問であります。私のお伺ひしたいのは、公定歩合の第二次の引き下げが考えにあるかということ、もう一つは、その公定歩合の引き下げといふものを、単に大企業の利潤をもたらしよふなことではなくして、一般の金利引き下げに、またあなたの言う金融正常化の考えが根つこまで通るようになるためにどういふことをお考えになつておられるのか、何もしないのか、この点を一つ明白にしたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 公定歩合の引き下げは、いわゆる金融正常化の一つの問題であることは申すまでもございませう。過去におきまして、引き上げは三厘である。今回引き下げたのは二厘でございます。従ひまして、引き上げ前の状態にするにしても、なお一厘高いじゃないかといふことがいわれておりますし、この処置をどうするかといふお尋ねでございますが、今直ちに引き上げてさうな計画をいたしてはおりません。ただ、私は、公定歩合の引き下げと同時に、昨日銀行協会等で話し合いがまとまつたやに何うのござい

ますが、いわゆる市中金利の引き下げ——この公定歩合の引き下げに大体対応した市中金利の引き下げの協議がまとまつております。この点はただいま御指摘になりました産業各方面に必ず好影響をもたらすものだと思います。この機会に、私の金利についての考への一端を申し上げてみたいと思ひますが、これはただいまどういふことといふように直ちにとられまして、大へん誤解を受けるかわかりませんが、わが国の金利全体は、長い間の歴史を持つものではないと思ひますが、国際的な金利水準から申しますと、相当高いところにあるのでございませう。かようなところにおいて国際競争に打つて出でるわが国の経済としては、非常な重圧をこうむつておるものだと思いますので、できませんことなから、さらに国際水準に近づけるような方向に金利を指導すべきではないかと思ひます。誤解を受けると大へん恐縮ですが、今直ちにさういふ手を打つという考え方はないのであります。ただ、ものの考え方として、ただいま申し上げるように、全般が非常に高金利だといふことはいふまでもない事実のように思ひますので、特にその点に注意して参りたい、こういう意味でございます。

○横山委員 そういたしますと、大臣は、いふならば金融正常化のおもとして公定歩合を引き下げる、今後さらにはその考えで公定歩合なりあるいは金利なりを条件とせばさらに引き下げていきたい、こういうふうにお伺ひしてよろしうございませうか。

○佐藤国務大臣 引き下げていきたいという希望の意見としての表現はや

なつたら、これをもとに戻すことも考
えられます。

○横山委員 何ですか、えらいふろし
きを広げそりになつて広げなかつたの
ですが、各方面の意見を聞いて、これ
ならいいということになつたらやる、
こういう意味ですか。

○酒井政府委員 ただいま申し上げま
したように、非常に国内金融の面に關
係いたしますので、これらの情勢を判
断いたしましたして、適當であるという時
期を選んで、そういう必要があれば、
またもとに戻すということにいたした

いと思います。

○横山委員　それを称して私は大臣答弁と申すので、事務当局の答弁ではな
いと思う。佐藤さん、そういうことで
よろしいのですか。佐藤さんが言つた
のは、事務当局に答弁させます。事務
当局は、国内金融の関連があるから各
方面の意見を聞いてというところ、両方とも大臣のようです。大臣のおっしゃる
ようなことであるならば、もう少し、
いかなる必要、いかなる条件において

これを行うかという、事務的な答弁を一つお願いいたします。

○酒井政府委員　はなはだ事務的でないのでありますが、国内金融に及ぼす影響が非常に大きいものですから、国内金融の状況がもう安定をして、こちらでポンド・ユーザンスを前のように期限を延ばしても差しつかえないという時期がくれば、当然それははずしてもいいと思います。ただ、その時期がいつかということとは……。

○横山委員　いかなる条件かというこ
とを聞いておるのです。

○酒井政府委員 条件につきましては、国内金融全般をにらみ合せまして、いつが適当かというのを相談して、上司の御決裁を得ていたしたいと思います。

○横山委員 あなたがまた下僚に事務的な答弁をされたらどうですか。あなたもきわめて政治的な答弁で、国内金融が適当になったら、他の各方面の意見を聞いて、そして適当だと思つたら上司の裁断を得たいということでは、これはもう一べん大臣に返らざるを得ません。そういうことは納得ができません。そういうことは納得ができません。そういうことは納得ができません。

○酒井政府委員 その条件を一つ一つあげることには大へんむずかしいのでございますが、ポンド・ユーザンスを上げておそれ、これが国内金融に對してはおそらく二百億以上の影響を与えるかと思ひますが、そういう影響を与えても、全然国内の経済活動を過度に刺激しない、大丈夫だという確信が持てたときに、それをやるべきではないかということをお願いするよりいたし方ないと思ひます。

○佐藤國務大臣 先ほど私の説明が非常に不十分であるために重ねてのお尋ねだと思ひますが、御承知のようにた

だいま公定歩合を二厘引き下げたばかりでございます。また同時に市中金融もこれに追随するとは申しませんが、たゞその取りきめだけでありますから、それが手形の面に現実に金利が引き下がるのは、いましばらくかかるだろうと思ひます。結局手形書きかえの時期にならないと、金利が下つて参らないかと思ひます。この状態を十分見きわめてない、ただいまのポンド・ユーザンスの問題に直ちに取にかかるとは不適当ではないか、かようにも考へる。こういう点も考慮の中に入れて、一つのおもひであることは申すまでもないこととてでございます。ただいま公定歩合の引き下げをしたばかりでございますので、しばらくその模様を見たいというのが真意でございます。

○横山委員 一説によりますれば、これを取れば、もうたな上げ資金をやる必要がないという意見があるようでありました。もし、一説によつて、たな上げ資金に對する政治的、心理的影響をもたらずから、これはいかぬというふうな御意見がありとすれば、これはまた私はまことに笑うべき議論だと思ひます。

それは別にしまして、次に中小企業金融についてお伺いをいたします。一昨日やはり本会議で議論になったわけでありましたが、全金融機関の中小企業向け貸出しの増減を三十一年度と三十二年度と比較いたしますと五四%、まさに四六%一年間において中小企業の金融は減つておるのであります。驚くべき減少であります。これに對して、中小企業向け以外の貸出しは、三十一年度と三十二年度を比べると、一八%の増加になっておるわけ

けであります。あともいろいろと参考に出るべき数字はございますが、この二つの数字の中に、中小企業金融といふものはいかにあるべきかということ、私は強く痛感するわけですが。昨年、あの引き締めの際に、一萬田大蔵大臣とそれから私も手野党が懇談をいたしました。三百五十億中小企業向けの金融をいたしました。まさに手野党一致して一萬田さんの了承を得てやつたのであります。それをもちまして、なおかつ中小企業は四六%減じ、大企業は一八%増加をいたしました。今日あなたは新聞記者向けのいろいろな放送をなさつておるのであります。中小企業向けの金融をどうなさうとしておるのか。私の言いたい点は、一つには、具体的に、たとえば政府機関の資金源を増加しろとか、起債をしろとかいふ問題もありましょう。そういう具体的な問題をどうなさるかという点と、根本的にどんなに中小企業に金をつぎ込んだにいたしまして、結局それは大企業が利用するところとなつて、結論としては中小企業にはいかぬ。大企業に向くばかりである。一萬田大蔵大臣も、本席上において、それを理解しまして、最後には「大企業によく話します。大企業が自肅するようによく話します。」話していか

なかつたらどうするか。「もう一べん話します。」ここで水かけ論は終つたわけでありまして、大蔵大臣一萬田さんも、この本質的な問題をよく理解されたいわけですが。しかし、打つ手として、その後資金の審議会等において十分に考えますという抽象的なことだけで、結局これは今なお解決しない根本的な問題であります。佐藤さんは、

その根本的な中小金融のあり方と、具體的な今日の中小企業金融について、どういふふうに構想をお持ちでありましょうか。それをお伺いしたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 中小企業の金融——特に中小企業に對しまして私どもが力を入れて参りましたのは、一面金融と並びに税の問題であります。今金融についてのお尋ねでございますが、特に中小企業を對象とした特殊な金融機関があるわけですから、これに對する資金を豊富にする、これがまず第一にとらなければならぬ措置であります。これは前回の予算編成に際しましては、そういう措置をとりませんでした。また、今回たゞいま御審議をいたしておられますものも、信用供与の点におきましてそれに資するであろう、そういうような考え方で本案を出しておるわけでありました。さらに、ただいま前大蔵大臣のお話が出ておりましたが、中小企業が産業の系列の中に入つておる部分につきましては、やはり産業系列としての指導といひますか、大企業との連係において特に留意しなければならぬ、指導する面もあることだ、かように考へます。

なお、ただいまお話のありました貸付の状況なりについての実情は、あるいはお話の通りの数字であらうかとも思ひますが、この点は銀行局長から十分お話を聞いていただきたいと思います。

○横山委員 私の言うことは、今あなたが最後に答へられたことが、実は中小企業金融については今や根本的な問題になつてゐる。政府機関の資金減を多少増加をしても、中小企業の市中専門

金融機関の貸し出しを多少増加をしても、結果としては大企業に對する貸し出し増、中小企業に對する貸し出し減となる金融の仕組みになつておるのであります。金融機関が、結局は大企業系列会社へ大口の金融をすることによつて、まあ焼け石に水というよりも、流したやつが逆戻りする。これが今日の経済の仕組みではないか。金融の仕組みとなつてゐるのではないかと。だから、あなたの言うように、当面増加をしたところで、これは大ワクとして考へなければならぬ段階にあるのではないかと。何か法律的な、あるいは行政的な措置を打つて、ほんとうに中小企業に流した金がプラス・アルファとして流れるような仕組みを作らなければだめではないか。こういうことを申し上げておるのです。

○佐藤國務大臣 私ども、前回の金融緊急引き締めの方策をとりました際に、実は中小企業に對して特に悪影響を及ぼさないように考慮をいたしたつもりでございます。ございまして、御承知のように、資金の分配の面におきまして、基幹産業あるいはその他の部門というふうな分け方をし、重点的な配分もあつたかと思ひます。ただいま言われるように、経済機構、金利機構、金融機構そのものから当然くる欠陥だとは思ひませんが、ございまして。在来のが国の金融機構そのものから見まして、今言われるように当然こうなるのだ、中小企業に對しては金はいかないようになつてゐるのだ、こう言われることについては、これはどうも遺憾ながら意見が食い違ひようでございます。ただ、私非常に心配しておりますのは、前回の

金融機構の貸し出しを多少増加をしても、結果としては大企業に對する貸し出し増、中小企業に對する貸し出し減となる金融の仕組みになつておるのであります。金融機関が、結局は大企業系列会社へ大口の金融をすることによつて、まあ焼け石に水というよりも、流したやつが逆戻りする。これが今日の経済の仕組みではないか。金融の仕組みとなつてゐるのではないかと。だから、あなたの言うように、当面増加をしたところで、これは大ワクとして考へなければならぬ段階にあるのではないかと。何か法律的な、あるいは行政的な措置を打つて、ほんとうに中小企業に流した金がプラス・アルファとして流れるような仕組みを作らなければだめではないか。こういうことを申し上げておるのです。

特別金融引き締め方策の結果、中小企業に對して特に重圧が加わつたのではないか、そういう意味でこの重圧をできるだけはすすように考えますとか、中小企業に對して特に迷惑がからぬように、幾分かでもその重圧を防ぐという意味で、先ほど来申すように、特に資金をふやすとか、あるいは信用を特に強化するという方法をとるか、こうして金融に便する政策をとつていきたい、こういうことを申し上げておるわけでありませう。

○横山委員 大臣一つ昨年度の中小企業金融の実績というものをお調べを願つて、何からどうしてこういうふうになるのだという点を、大臣も十分認識していただくことが、これは先決問題だと思ふ。それに關連して少しだけしておきたいと思ふことは、昨年三百五十億の中小企業向けの金融をいたしまして、金融債の問題が二百億ございまして、聞くとところによりまして、この二百億の金融債を売り戻して、そうしてものさやにおさめようという考えがあるものであります。ところが、こういふ考えが事実検討され、実行されようとしておりますか。聞くとところによりまして、六月中にそれをやるのだという話があり、一方においてはそれはけしからぬという話があるので、この機会に、そのような疑惑が事実であるかどうか明確にお答え願ひたいのであります。

○佐藤國務大臣 ただいままでのところ、私さういふお話は聞いておりません。また、私自身の考えにも、ただいまお尋ねのようなことは構想にございませぬ。

○横山委員 そこで、今度はたな上げ資金に關して具体的な点をお伺ひします。もつとも、個別の問題でありませうが、まずお伺ひしたいのは、このたな上げ資金を本委員会に上程をされた理由というものは、去年の提案理由と本年の提案理由と同一でありますか。

○佐藤國務大臣 大体同じださうです。

○横山委員 大体というのはどういうことですか。

○佐藤國務大臣 前回の法律を提案いたしました際には、成立するであらうという法案が一つあつたやうです。その方が先にできたものですから、そこで技術的なもので少し變つた点があるだけでありませう。だから趣旨としては同じであります。

○横山委員 この四百三十六億が本委員会に昨年度上程されたときに、一萬田大蔵大臣の提案の理由といたしましては、「これは臨時の財源である。臨時の財源であつて、恒久的財源ではないから、これは社会党の言うやうには回すわけにはいかぬのです。もしもこのやうな財源が恒久的な増収、自然増として見込まれるものであるならば、税の本質上からいって、当然これは減税に回すべきものでもありません。一つには、日本の経済の今日の実情からいって、こういうことをする必要がありませうけれども、税の原理としては、臨時の財源でありますから、減税に回すことはできません。」「こういうお話をいたしました。これはまあ一つ理屈のないことではないと思ふのであります。ところが、今や佐藤さんは、明年度における自然増収が一千万ある、それを七億億中央、地方の減税

に回すんだ、こう言うておられる。當時におけるこの四百三十六億、そのもとをただせば千一億の財源というものは、今年や来年度恒久的なものという考え方に立たざるを得ないのであります。従つて、当初提案されたときの臨時の財源という理由はなくつたという理解をしてよろしうございませうか。

○佐藤國務大臣 昨年は一千一億の財源ができたと言われますが、その前年さらにその前年という当時のことを考へて参りますと、最近では相当ふえて参つたといふことは言えますが、特に一千億以上というものが常時の形として考えられるかどうか、ここには一つの問題があつたかと思ひます。来年度の見通し等についてのお話は、今日までの経済情勢あるいは法人個人等の歳入、それらの見積りを立てますのは、ただいまのところやや時期は早いのでございませうが、大体三十三年度予算をやりまして當時と大差のない金額が計上されるのではないと思ひます。

○横山委員 今から先の見通しを立てるのは早いといふことであるならば、その立てることが早い財源を見越して七億億の減税と言われることは、まづつきり早いといふことにもなるわけでありませう。

○佐藤國務大臣 ただいまの来年度の公約事項と申しますか、自民党の公約事項の実施といふことについては、もちろん私も責任を持ってこれが実現を期する考え方でございませうが、最後のところへ参りますと、何と申しても数字がものを言うわけではございませう、十分それを検討しなければならぬといふ。公約事項といたしまして発表されたものは、當時の一応の目標といひま

すか、予想目標のもとに立てられたこととで、これは御了承いただきたいと存じます。

○横山委員 税についてはあとでもう少したな上げ資金の四百三十六億を短期間の預託とし、また五特別法人の基金は長期間の預託とされるのであります。が、預託として何に使われるつもりであるか。聞くとところによりまして、日銀保有の政府短期証券の買い入れなどに充當する予定であるといわれ

ておりますが、この予定といふものは行政上のことであつて、法律の明示するところではない。従つて、何に使ふかといふことは、これはすべて政府の行政上の問題として自由裁量をされておる、こういうふうな法律としては理解をすべきなのであります。その点はいかがでありますか。

○佐藤國務大臣 使途はつきり法律で定めておる。ただ預託された金を遊ばしておく筋のものではないといふのであります。ただいま言われるやうに、運用の面のお話が出ておるのではないかと思ひます。

○横山委員 その通りです。その運用を何に使ふかという点については、これは政府の自由裁量になつておるのであるか、それとも、昨年話がございまして、景気に刺激を与えないといふ観点に立つて運用をされるのであるか。

○佐藤國務大臣 一応政府にその運用はまかされておることだと思ひます。が、もちろん、横山さんのお話のように、景気に特に刺激を与えるようなことは避けるべきものだと思つております。

○横山委員 そういたしますと、昨年来本委員会において、その資金運用部へ預託されるべき数百億のお金は、景気に刺激を与えない、日銀保有の政府短期証券の買い入れなどに充當するのだといつておるわけである。しかし、それが自由裁量であるとするならば、いづれはこれが国会が終つたら財政投融資計画の中の資金源に繰り込まれるとか、あるいは大企業にこれが流れていくとか、そういうことにならぬとそれが保証するでしょうか。今の政府のあなただ方のお考えとしては、こういうことはしないのだと言つてゐる。言つておられるが、これは自由裁量だと言つておる。そうして將來いわれておりましたらば、これは使途としては中小企業あるいは労働協会有いはその他五資金等々と言われながら、實際は目をくくつて大企業の財政投融資に流れていく。こういうことはどうなるのでありませうか。

○佐藤國務大臣 先ほど来申しますやうに、経済に非常な刺激を与えるようなことは、私も私も慎むといふか、避けるつもりでございませう。ただいま御指摘になりました資金の運用に当りまして、さういふ弊害を生じないやう最善の努力をするつもりでございませう。

○正示政府委員 技術的な点を補足させていただきます。

資金運用部資金法によりまして、資金運用部の資金の運用につきましては、一つのはつきりした標準が定められてゐることは御承知の通りでござい

ます。この範囲内におきまして、ただいま大臣がお述べになりましたように、種々の情勢を考慮いたしながら、しかもこの資金の性質をよく考えながら、そのときの情勢に即応して運用していく、こういうことでございまして、大体、ただいまのところいたしましては、横山委員もお述べになりましたように、短期証券等に運用することが最もふさわしいというふうに考えておつたことは事実でございます。なお、この資金運用部資金が大企業等に運用されるのではないかと一言葉でございしましたが、資金運用部資金は、御承知のように中小企業等にも相当額運用されておることは、申し上げるまでもないと思存します。これらの点も十分よく考慮しておるつもりでございます。ただ、今回の資金につきましては、先ほど申し述べたように考えておる次第でございます。

○横山委員 ただいまのところでは、そういうふうな流す気持はない。資金運用部の資金が中小企業にも一部流れておることは百も承知のことであります。問題は、この四百三十六億という金、特にその二百十五億という金が、看板だけはちゃんと中小企業あるいはジェトロ、労働協会というふうにかかっておる。しかし、看板はそうではあるけれども、中身は資金運用部へ流れている。流れていって、そしてまた、その看板では、日銀保有の政府短期証券等の買入れに充当する予定であると言っているだけだと私は言うのです。あなたも言うておるように、ただいまのところではそういう予定なんだから、それじゃあしめたことはどうなるのか、だれも保証しないじゃありませんか。

んか。予定は確定である、そちらの方へは流さないとおなたの方さきから言ひ切っていないじゃありませんか。私は、かりにそれだけの金がそういうふうに使われたとしても、政府短期証券が、もし買入べき予定のやつをこつちへ回しておいて、この金で買ったから、錢に色合いはついておりませんから、結局堂々めくりをしてこの金が景気に刺激を与える方向にいくのではないかと。私は景気に刺激を与える意味で手えろといっている立場であるのでありますから、それを言っていることにはなにかしは政府が言っていることにごまかしてあるのではないかと、このことを言っている。やるならばやると、やらぬならばやらぬと言えよ。看板はこうだ、中身は適当に自由裁量であると言っていることがいかにぬと言っている。

○佐藤国務大臣 御趣旨は非常によくわかりました。私もまだ予定という言葉をそろそろに予定々々として使っているわけではございません。その方針であるということをはつきり申した方がいいかと思ひます。

○横山委員 それでは、意見は別にしまして、もう一つお伺いします。この二百十五億を、農林漁業金融公庫に対して六十五億、中小企業信用保険公庫に対して六十五億、日本輸出入銀行に対して五十億、貿易振興会に対して二十億、労働協会に対して十五億。お伺いしたいことは、この取りくずしの可能である日本輸出入銀行を別といたしまして、あとの四つの公庫等は、この運用利益をもつて事業をやったり、あるいは利子の軽減に充てることになっている。あなた方も計算

ができておると思うのであります。一つ一つについて年間この公庫に対してはどのくらいの運用益があるか、この振興会に対してはどのくらいの運用益があるか、その金額を一ぺん言うてみて下さい。

○佐藤国務大臣 政府委員から説明させていただきます。

○石原政府委員 日本輸出入銀行の分につきましては、これは十一月で計算いたしました。これは十一月で計算の期間が動くと思ひますから、前提が動けばその月割りは動くというふうに御承知願います。十一月、三分五厘で一億六千万、貿易振興会、いわゆるジェトロであります。これが同じく十一月をもちまして一億一千万、労働協会が同じく十一月の計算で八千二百万、中小企業信用保険公庫が、これは七月一日ということでは最初から九月の計算で、二億八千三百万円ということでありまして、農林漁業金融公庫は九月で二億六千八百万円でありまして、

○横山委員 大臣にお伺いしたいことは、この農林漁業に対しては九月二億六千八百万、年間に直してもそうして変らないと思ひます。中小企業信用保険公庫に対しては二億八千三百万、貿易振興会は一億二千万、労働協会は八千二百万、輸出銀行は一億六千万、貿易振興会は一億二千万、これはこういふことではありませんか。農林漁業金融公庫へ六十五億を出資するといっているけれども、それは看板だけで、これから年々歳々二億七千万円か、約三億くらい金を農林漁業金融公庫へやるのだということではありませ

んか。出資を六十五億やるのだという看板を掲げておるけれども、その出資金は使わせないのだから、それによる運用益二億六千八百万を農林漁業金融公庫に年々歳々保証してやるのだ、いなければ、新しい形の補助金をやるのだ、こういうことではありませんか。

○佐藤国務大臣 現実に動かし得る金といふことは、使ひ得る金といへば、利益として上った、農林ならば二億七千万円という金になります。やはりその基金を持つておることに非常な信頼性というものがあつたので、ただ年々二億やる、あるいは三億の補助金をやることと同一だと言われることは、私はちよつと理解しかねるのであります。

○横山委員 理解をしかねるとおつしやるけれども、基金の管理、基金の取りくずしの制限、こういうものを厳重にしておいて、六十五億をお前のところにするけれども、それを使つてはならぬ、それをこつちによこせといつてやらしておいて、農林漁業金融公庫は二億六千八百万もらえる、運用益がある、その金で利子の軽減に充てるのだというのであります。それから、いふならば、これは貸付金の利子の軽減が必要であるから、その必要な金を政策として出すということではありませんか。同じことが労働協会でもいえます。労働協会へ十五億出資するのだというのじゃない。十五億は出すけれども、それは使つてはならぬ、横へ置いておけ、おれの指定するところへ置いておけ、取りくずしもならぬし、管理もいかに、八千二百万円という金が出るから、それによつて事業をやれと

いうことなら、八千二百万円を労働協会へやるという問題は問題はない。それ以外に何がありませんか。

○佐藤国務大臣 横山委員の言われることもさうございしますが、やはり基金というものは取りくずさない、年々それだけの利益を生んで、その利益で仕事をしていく。これが基金の制度の本質でございます。ただ八千万円だけ毎年もらへばいいじゃないか、もとの十五億はそんなもの問題ないじゃないか、こう言われる議論には私は賛成しかねるということを申し上げておるのであります。

○横山委員 おつしやいましたが、この基金というものは恒久的にそこへつくるのですか、いかがですか。

○佐藤国務大臣 この法案を作りましたのは、この労働協会ならば、労働協会の基金は十五億ということをはつきりしておるのであります。

○横山委員 形の上を言つておるわけではない。実際の問題を言つておる。この二百十五億というものは、もう協会なりあるいは振興会なりというものが実際問題として使えないかもしれせん。そういうふうにあなたも理解していらつしやるでしよう。トンネルをくぐつて向う側で使うのであつて、こつち側で使うものじゃないでしよう。こつち側で使えるのは、労働協会を例にとれば、八千二百万円、年々歳々使えるということなんだ。向う側でよその人が使うものを、お前にやつた金だなんていふのは、おこがましいじゃありませんか。

○佐藤国務大臣 しかし、労働協会といたしましては、十五億の基金を持つて、この法律がある限りその基金は労働

考え方で案をまとめておるのでございます。これは横山君の議論が間違つて

おるということを申すのじゃございません。そういう説のあることもちろんでございます。ただ、私どもの扱い方としては、さような方法をとらないで、この際は基金制度を設けて、そしてその基金から生ずる利益でそれぞれの実業をやっていく、こういう構想の

もとにまともな上げた案でございます。

○横山委員　ほかの人ならばともかくとして、この法案の成立の経緯をわかっております大蔵委員にそうおっしゃってもしやないで、実際は四百三十六億を全部たな上げる予定だったんだけれども、党内におけるい

ろいろな議論があつて、これが妥協の産物なんだ、こりおっしゃった方が、私はもつとさっぱりしておると思うのです。私は、あなたの言うような議論でしたら、どこまでもこれは納得できませんよ。けれども、政府の意見が妥協したんだからかへんしてくれと

おっしゃるならば、そのようにまた理解いたしましょう。しかし、そうであつても、この際新大臣に私がお願ひしたいのは、これが前国会でたな上げになつたたな上げ法案であつて、これから新しい国会で四百三十六億をどういうふうに使つかという点については、

先ほど内田委員も言うたように、面子さえ問題でなければこれはすみやかに取りくずすべきだという意見は、与党の中にもすでにあるわけです。私は、大臣が続いておったのならばいざ知らず、あなたが新しいいゆるしろと大臣としての感覚を持って——私は悪

い意味で言っているのではありませんよ。感覚を持って客観的に判断できる

○横山委員 四百三十六億は明らかに税金の取り過ぎであります。従つて、私どもは根本的な立場を異にしておる

のでありますが、少くとも二回にわたる国会においてあなた方が提案をされる以上は、与党、野党の中にはうまいとありますこの取りくずしの時期、あるいはこの法案の具体的な内容、政令の内容、そういう点に至るまで、前国会とは違つて、ある程度百尺竿頭一步を進めた説明をなさらなければ、とてもじゃないが、この国会では通りませせん。私はそう予見をしておりますから、ぜひ、あなたの方としても、今御説明になつたような当りさわりのないようなことから具体的な問題を提示をして、内容を説明なさつて、そして与野党

最後は、この根源となっております

税制の問題であります。まずお伺いをしたいのですが、本日の冒頭にあなたに念を押しましたように、本委

員会には、従来の決議とか申し合せとかあるいは大臣からの約束というものがあるわけであります。本日あなたに一

番申し上げておきたい問題は、今あなたの手元で進められております税制審議会の問題であります。ここ数年来、

税制につきまして格段の改正がなされてきました。そのたびに、私どもはもちろん、与党の中からも、あれだけ膨

大な税制の改正をするに際して、大蔵省の諮問機関とか内閣の諮問機関が適当に人選をして集めておいて、国民の

大きな関心を呼ぶような重大問題をすべきではない、この際一つ法制化をし

て、そうして国民各階層の人々を網羅して堂々と税制改正をすべきではないかと、何回も主張をして参りましたところ、昨年の大蔵委員会で一萬田大蔵大臣はこれを了承しました。法制化について善処すると、本委員会において回答を与えたのであります。ところが、あなたになりますと、その引き継ぎを受けられたのか、受けてもいやだとおっしゃったのか知りませんが、やにわに税制審議会を設置する、内閣の諸問機関だといって、適当な人材をあなたの方のおめがねになつた人ばかりを集めようとなさつておる。聞くところによりますと、今度は所得税をやりになる。所得税をやるについては、この所得税の軽減を一番主張しております勤勞大衆の意見を十分に反映しなければならぬ。事業税をやる。これもまた同様であります。また、本委員会は、間接税特に物品税を軽減すべきことを二回にわたり決議しておる。この間接税また物品税について、あなたの口からは一言も出ていない。これは一体いかなるものであらうか。私は、この際、税制審議会を、今からでもおそくないのでありますから、簡単な法律案となるのでありますから、すみやかに法制化して、国会の議決を得て、他に恩給等の審議会とかいろいろ例があるのでございますから、それらを法制化しておいて、税制審議会を法制化しないという積極的な理由は何にもない。この際すみやかに税制審議会法案というものを提出なされるべきである。同時に、その人選というものにつきましても、今日までの大企業の社長ばかり集めて、これで中立だ、客観性があるというのは、私はどうしても納

得ができません。広く中小企業の代表やあるいは農民やあるいは労働者や多くの人を網羅した、法律に基いた審議会を開催すべきだと思ふが、どうであるか。

○佐藤内務大臣 減税問題につきましても、これは選挙を通じて公約いたしました。これは選挙を通じて公約いたしました。できるだけ早くこれにかかるときではないかという発言をいたしました。が、いよいよ税制調査会とか審議会とかいう構想までは、実はまだいっておらないのであります。ただいまお話しのような、法制化したらどうかという御議論が、過去の委員会を通じて、衆議院、参議院ともにあったといふことも何つておりますし、ただいま税制問題の調査の扱い方についていろいろ研究しておる最中でありまゝ。まだ結論が出ておらないことを御了承いただきたいと思います。

○横山委員 ところが、どういふものか、ここではそうおっしゃるのだけれども、新聞や対外的にはどんどん進んで、放送がされて、もう人選が始まつておるといふ話で、私も、ある人から、おれらの方に連絡があつたという話を実は聞いておるわけです。公式にあつたのか、非公式にあつたのか知りませんが、それほどの仕事が進んでおつて、大臣が全然知らないといふことは、いささかいかかと私は思ひます。もしも大臣のおっしゃるようであるならば、この際前大臣の公約を尊重して法制化をなさい。各方面の人を網羅すべき必要があると思ひますが、いかがでありますか。

○佐藤内務大臣 ただいまお話ししたしましたことは、これは間違ひはございません。新聞に早く報道されました

結果、委員をこゝろ方面からとつてくれといふようなお話は伺つたことはございませうが、そのお話を伺つておる程度でございまして、ただいま進んではおられません。ただ、そういう實際問題は別として、法律に基く委員会を設けるかどうかという御議論でございますが、先ほど申しました通り、これにつきましてもいろいろ研究いたしております。と申しますのは、非常な臨時的な措置のものに法律を必要とするこゝとがいか悪いかという御議論もありませんので、ただいま研究中であるといふことだけ申し上げておきます。

○横山委員 それでは、私の意見ではなくて、これは本委員会における年々の問題であり、大臣の了承を得たことでありまゝから、誠実に一つ新大臣がこの約束を履行されんことを私は望みます。

そこで、税についていささか大臣にたゞしておきたいと思ひますが、税制審議会を設けて、税のどの部面をどういふふうに研究しておこうとなさるのか。伝えられるところは、所得税と事業税と伝えられておるのであります。が、まだいろいろな問題が本委員会の継続事業となつておる。たとえば先ほど申し上げた物品税がその中であります。それから次に、お酒の方を下げても不均衡のそしりは免れがたいものがございますし、それからさらに、先年の繊維設備制限のときにおいて、商工委員会及び本委員会において附帯決議となりましたが、耐用年数の圧縮という、こまかいけれども膨大な問題であります。それらもまた継続事業となり、国会の議決となつておる

問題でもあります。それらの諸問題を通じて、新大臣が税制の改正についてどういふ所見を持つていらつしやるか、それらについてどういふ方向を推進されようとおるか、あるいは抽象的になるかもしれませんが、今私があげた事業をも含めて、税についての大臣の所見を承わりたいと思ひます。

○佐藤内務大臣 選挙の直後でありまして、今回特に私どもが解決を急いでおりますものは、公約事項として発表したものを中心になることは当然だと思ひます。従ひまして、所得税の問題もその取り上げる大きな問題だと思ひます。あるいはまた、地方税といひましては、事業税等の議論ももちろん、税制調査会と申しますか、懇談会と申しますか、この種の機関ができれば、そういうところで取り上げられるだらうと思ひます。同時にまた、間接税や物品税、あるいは徴税制度といひますか、税徴収法等もさういふ古いものでありますので、税に關してはいろいろ御意見が各方面から出て参るのではないかとと思ひます。できるだけ各方面の御意見を聞いて、そうしてこれをまとめるという考え方でおるのでございませう。

○横山委員 大臣は、新聞を通じて聞きましたところによりますと、最初の七百億の減税といふことについて、最近態度を少し変えられたように思ひます。それといひますのは、七、八百億減税といふものが、自然増収がどうも不景気で危なくなつたから、いきなりはつきりしたことを言うといふかぬといふよろめきを見せられたらしく、どうも言葉がこ敷い来まいであります。私は、自然増収が何ほどある

かといふ点については、もちろんこれははわれわれ税を担当するものとしては重大な問題であり、論争の余地は大いにあります。しかし、天下に公約をしたとあなたがたおっしゃること自体が、どうも大臣になつて、さあ、事務当局から話を聞いてみたら、少しあまいにばかりしておかないと、あとが危ないといふような気があるならば、それはいささか軽率ではなからうかと思ひます。そこで、一体所得税を明年度どういふふうに変更をなさるつもりであるか、事業税をどうなさるつもりであるか、これだけは大目としてこゝで一つ明確にしておいていただきたい。それから、ほかの天下に公約した面からとおっしゃるけれども、本委員会が、超党派にいえることは、こゝで議決をしたことをわれわれは実行しなければならぬのであります。あなた方は、その院議を尊重してもらわなければいかぬのであります。そのことは自民党が天下に公約したかいかといふことは全く別問題であり、それよりもより大きな国会の意思となつております。その点を一つお忘れないうちに願わなければ、これはいささか問題がこじれてくるおそれがございます。重ねてその点を明白にされたい。

○佐藤内務大臣 公約の所得税の面では、勤勞所得の軽減を特にうたつております。公約は月収二万五千円までは勤勞所得税は無税にするといふことを申しております。さらにまた、事業税におきましては、個人所得二十万円まで無税というものを申しております。こゝろ公約の点が中心になりまして取り上げられることだけは申

し上げていいことだと思ひます。なお、ただいまお話しになりました国会でいろいろ議決した事項、院議を尊重しろと言われる。もちろん院議を尊重することにやぶさかではないというところを重ねて申し上げておきます。

○横山委員 まだいろいろとこまかい点についてお伺いしたい点はございませうけれども、一応私はこの辺で打ち切りたいと思ひますが、本日の大臣との質疑応答を通じて、いささか御注文を申し上げておきたいと思ひます。それは、第一には、たな上げ資金につきまして、先ほど申し上げましたように、いまま少し具体的な点の明示を本委員会にしてみたいというところであります。

たとえ二百二十億の内容がどういふ計画のもとにあるかということでもありません。いろいろと私が質問をいたしました中で――まあ新任早々でもございませうから多くは言ひませうけれども、いまま少し具体的に大臣は御答弁願ひなされてはなりません。一番根底となりまう経済の展望についてしかりであります。この経済の展望について、いい悪いは別、意見の相違はまた別であります。樂觀もしていいないが悲觀もしていいないというふうな答弁では、私どもは議論のしようがないと思ひます。経済の見通しについてこういう傾向があり、こういう方向にあるから、この法案がどうしても必要だ、こういうふうな具体的な点について一つ大臣として明示されんことを、私はまず第一にお願いをいたしたい。それから、二番目をお願いいたしますのは、税制についての税制審議会の法制化と、それから各層を網羅する人材であります。同時に院議を尊重してもらいたいということであり

ます。私ども社会党は、税制改革案はもろろん別に持つております。それは自民党が持つていらつしやるのと同様であります。しかし、私どもは、同時に院議を最も優先的になされなければなりません。今日まで税制に關して与野党はともに一致をして推進をし、決議をし、申し合せをし、大臣から確認を得ております。もう一つの問題につきましては、大臣の誠実なる実行を私は望んでやまないところであります。このほか質疑応答中にいろいろと申しました後、さらに具体的な点につきましては後刻質問を継続することにいたしました。私の質問を一応終ることにいたします。

○早川委員長 春日一幸君。

○春日委員 この際、前国会からの継続懸案をいたしまして、本委員会に対し大臣から御調査の上御報告を願ひたいことがありますので、お願い申し上げます。

その第一は、千葉銀行事件に關するその後の経過とてんまつについてであります。御承知の通り、この問題は、先国会において本委員会が調査の途中におきまして解散のことがありまして、調査を打ち切らざるを得なくなりまして、そのまゝまで今日に至つておるのでございます。預金の安全のためにも本委員会の重大関心事でありますので、その後千葉銀行事件はいかに処理されておるか、また問題の核心はどのように進められておるか、これを御調査の上御報告を願ひたい。

それから、もう一つは、輸入をめぐる外国為替の諸問題についてであります。これも、先国会におきまして、某政務次官に對して、それぞれの問題を

掲げて質問をいたしました。なお政府の善処方を要望いたしました点も各般にわたつております。それを調査の上本委員会に御報告を願ひることになっておりますが、その後御報告を得る機会を得ません。従ひまして、他にもいろいろ継続懸案はありますけれども、とりあえず千葉銀行事件と輸入映画の問題、これを一つ御調査の上、できるだけすみやかな機会に、本委員会にまゝ御報告を願ひたいと思ひます。

以上三件の御報告方を要望いたします。

○早川委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十四日午前十時三十分より開会することとし、これにて散會いたします。

午後三時十四分散會